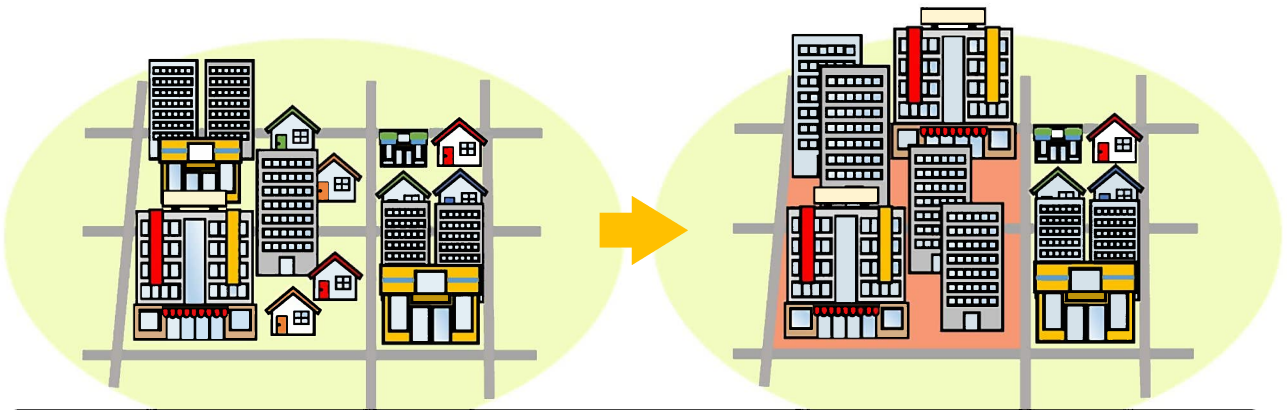


1. 高度利用地区とは

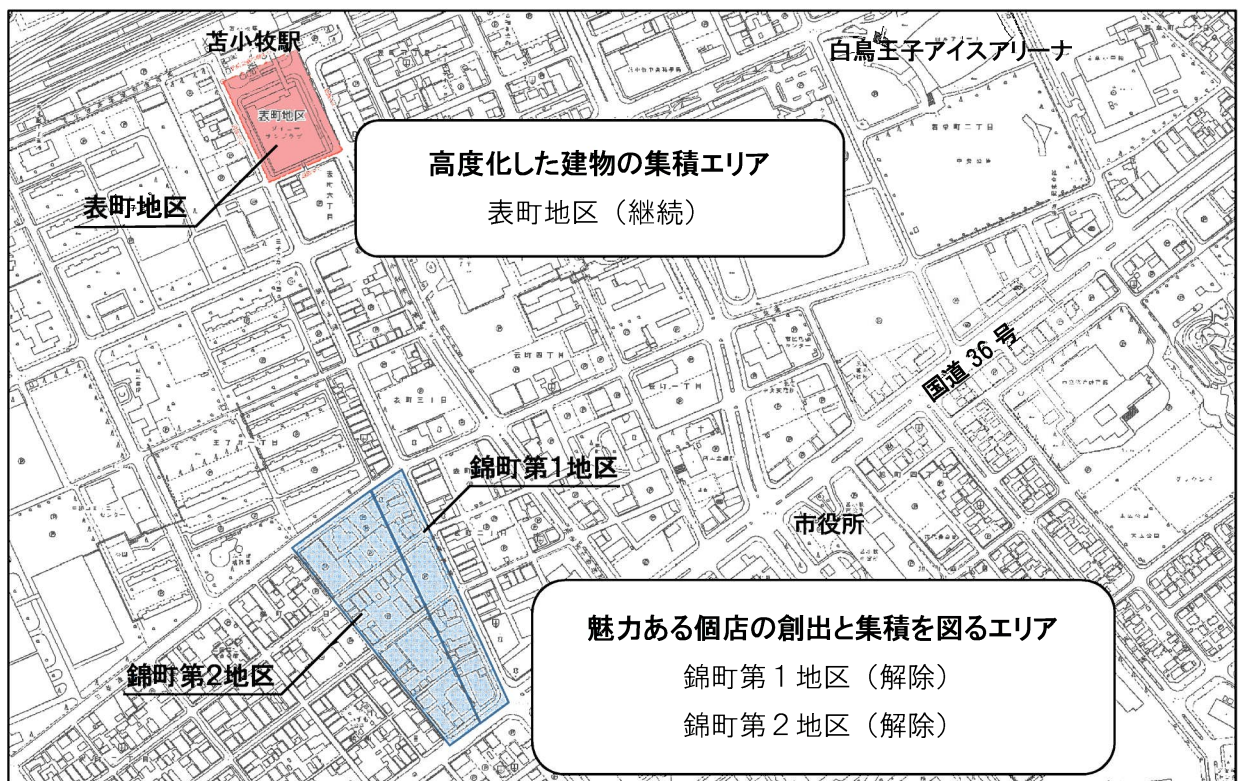
○用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定める地区。



高度利用地区では、建物の容積率及び建築面積に**最低限度**があり、小さな建物を規制しています

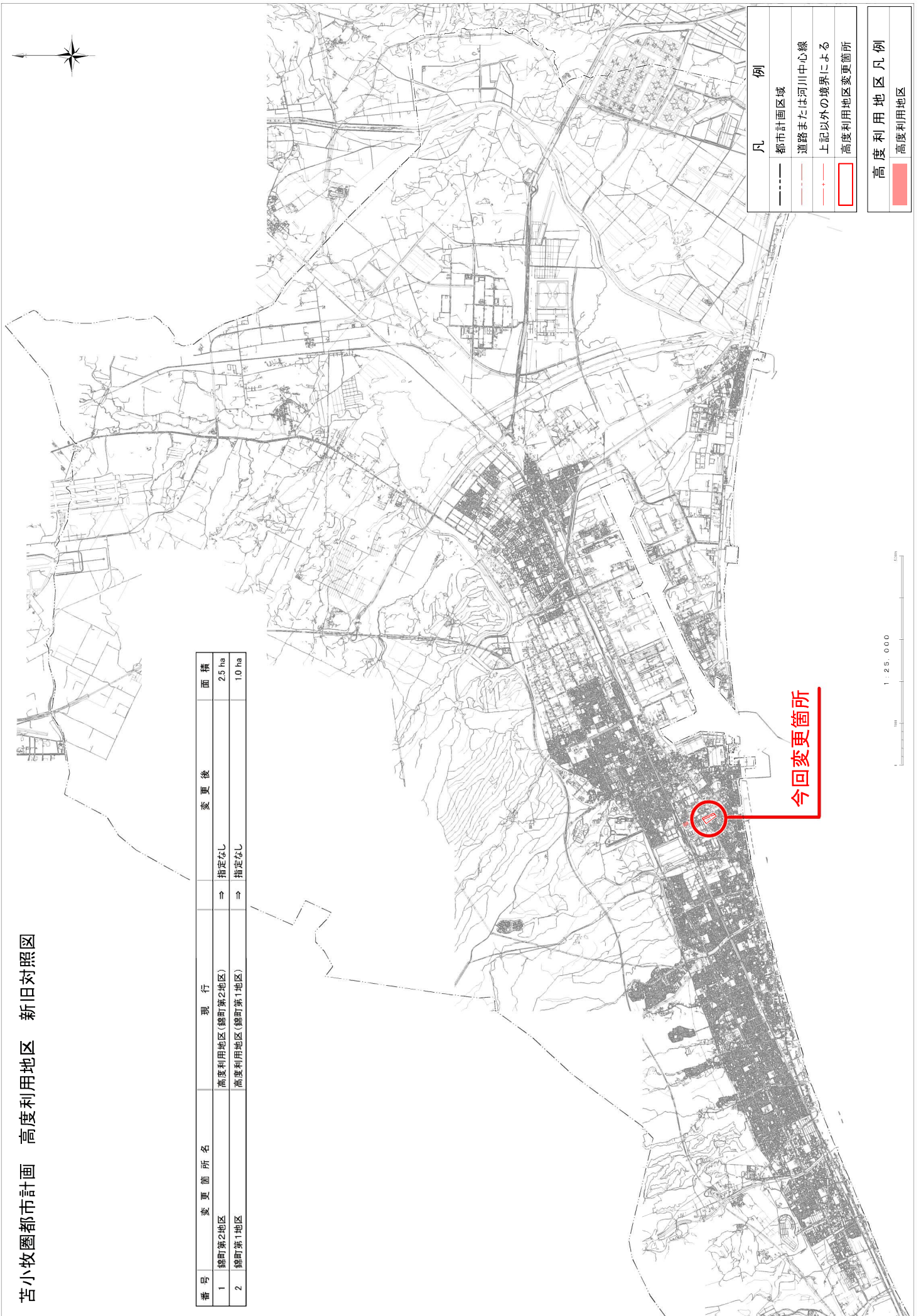
2. 変更理由

○第 2 次都市計画マスタープランにて、高度化した建物の集積エリアの適正化を図り、周辺では魅力ある個店の創出と集積を図ると定めたため、地区の特性が変更となることから、高度利用地区の錦町第 1 地区及び錦町第 2 地区の指定を解除します。



苫小牧圏都市計画 高度利用地区 新旧対照図

番号	変更箇所名	現行	変更後	面積
1	錦町第2地区	高度利用地区(錦町第2地区)	⇒ 指定なし	2.5 ha
2	錦町第1地区	高度利用地区(錦町第1地区)	⇒ 指定なし	1.0 ha



凡 例

---	都市計画区域
— — —	道路または河川中心線
— · —	上記以外の境界による
□	高度利用地区変更箇所

高度利用地区 凡 例

■	高度利用地区
---	--------

1 : 25,000